

北海道教育委員会教育長告示第 44 号

北海道が令和 6 年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事業又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する知事の権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任されている。

令和 6 年 4 月 1 日

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

(教育委員会所管分その 4)

補助金等を交付する事務又は事務の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数 提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 公立高等学校等生徒奨学事業 (返還免除費) 公立高等学校等生徒奨学事業 (以下「奨学事業」という。) に要する資金について、道が金融機関に対し損失補償を行い、奨学会が当該金融機関から借入れを受けた資金により奨学金を貸付けた者の死亡等を理由とした奨学金の返還の免除 (以下「死亡等返還免除」という。) をすることにより不足する資金に対し、奨学事業の運営の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人北海道高等学校奨学会</p>	<p>同会が行う死亡等返還免除による奨学事業の返還金収入の補填に要した借入金の返済に要する経費</p>	<p>定額</p>	<p>教育第 2 号様式 教育第 10 号様式 教育第 14 号様式 教育第 16 号様式 教育第 28 号様式</p>	<p>教育第 2 号様式 教育第 25 号様式 教育第 27 号様式</p>	<p>提出部数 1 部 提出期限 令和 7 年 2 月 28 日 提出先 北海道教育庁学校教育局 高校教育課 学校制度係</p>	<p>教育長</p>	